

令和2年1月24日

魚沼市議会議長 遠藤 徳 一 様

市民福祉委員会

委員長 高野 甲子雄

市民福祉委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 魚沼市いじめ・差別等追放都市宣言(案)、魚沼市いじめ・差別防止条例(案)について
(2) 魚沼市障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画について
(3) 後期高齢者医療保険の新保険料率について
(4) その他
- 2 調査の経過 1月24日に委員会を開催し、上記事件について調査を行った。
魚沼市いじめ・差別等追放都市宣言(案)、魚沼市いじめ・差別等防止条例(案)について及び魚沼市障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画について、執行部から説明を受け、質疑を行った。
後期高齢者医療保険の新保険料率について、意見交換を行った。

市民福祉委員会会議録

1 調査事件

- (1) 魚沼市いじめ・差別等追放都市宣言（案）、魚沼市いじめ・差別防止条例（案）について
- (2) 魚沼市障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画について
- (3) 後期高齢者医療保険の新保険料率について
- (4) その他

2 日 時 令和2年1月24日 午前10時

3 場 所 広神庁舎3階 301会議室

4 出席委員 大桃俊彦、佐藤 肇、関矢孝夫、高野甲子雄、森島守人、森山英敏

5 欠席委員 なし

6 説明員 小峯市民福祉部長、中村市民福祉副部長、戸田市民課長、小島福祉支援課長

7 書 記 櫻井議会事務局長、高橋主任

8 経 過

開 会 (10:00)

高野委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから市民福祉委員会を開会します。これから本日の会議を開きます。

(1) 魚沼市いじめ・差別等追放都市宣言（案）、魚沼市いじめ・差別防止条例（案）について

高野委員長 日程第1、魚沼市いじめ・差別等追放都市宣言（案）、魚沼市いじめ・差別防止条例（案）についてを議題とします。資料が提出されていますので、執行部の説明を求めます。

小峯市民福祉部長 それでは、魚沼市いじめ・差別等追放都市宣言（案）、及び魚沼市いじめ・差別等防止条例（案）について説明をさせていただきます。はじめに提案理由でございしますが、いじめや差別等は基本人権を脅かす行為であり、その問題の背景には、家庭、学校、企業、地域社会などそれぞれの要因が複雑に絡み合った根深いものがあり、基本的な問題解決のためには、これらすべての関係者の協力が不可欠でございます。そのため、いじめ・差別等を絶対に許さないという姿勢で、いじめや差別等のない住みよい社会を目

指して条例を制定するものであり、今後改定を予定しております計画や政策の指針にしようというものであります。この条例案につきましては、現在パブリックコメントを募集中でございまして、1月29日の締め切り後に提出されたパブリックコメントを検討いたしまして、必要な修正を加えた後、2月定例会に条例案として提出する予定です。都市宣言については、条例の施行予定日である4月1日以降、条例と合わせて速やかにホームページ、また広報紙等により広く市民に周知する予定としております。同様の条例、宣言につきましては、新発田市と上越市が制定および宣言を行っております。県内では3例目であると認識しております。詳細につきましては、市民課長から説明をさせていただきますのでよろしく申し上げます。

戸田市民課長 (資料「魚沼市いじめ・差別等追放都市宣言(案)」「魚沼市いじめ・差別等防止条例(案)」により説明)

高野委員長 これから質疑を行います。

森山委員 この条例ができることにより、市が何か新しく、たとえば「いじめ防止委員会」とか、そういった新たな活動組織を作るか、作らないのか、どうでしょうか。

小峯市民福祉部長 今、各課に人権に関する計画が色々あります。この条例は、それらの指針というようなことで、その計画やまた委員会などもあります。そういったものの基本理念、指針として、それぞれ計画策定であるとか、実際の政策等に活かしていくというような内容であります。ここでは何かを設立するといった文言は入れずに、それぞれの計画でこの条例を指針としてやっていただく、というものでございます。

森山委員 そうしますと、この条例ができて特に「いじめ・差別防止等市民委員会」だとか、そういった特別な窓口とか機関を設けるという考えは今のところないという考えでよろしいでしょうか。

小峯市民福祉部長 相談窓口については、市民課には市民相談センター、教育委員会にも子供の関係の相談窓口がございます。それらを総合的に取り扱う根本的な条例というようなことでございます。

森島委員 いじめ・差別等防止条例については、本当にこういった形で進めていただければと思っておりますし、いじめや差別問題はあってはならないと思うわけでありまして。私も市民福祉委員会が秋田市に自殺予防対策の視察に行ったときに、秋田市では12ヶ月の間の中に2ヶ月間「自殺対策強化期間」を設けている。この宣言をする以上、やはり市民にも、書いた文章だけではなく、意識を持たせるということが大事であろうと思っております。この案を作るときにそういう議論がなされたのか、その点をお聞かせ願いたい。

小峯市民福祉部長 秋田市は強化月間を設けられているということなんですが、本案にはそのような文言はうたわれてはおりませんが、庁内で横断的にいじめ・差別の防止を推進していくということでございますので、庁内または庁外の関係者から意見を聞きながら、そういったことが必要であれば、推進していきたいということでございます。

佐藤委員 いじめとか差別ということにつきましては、これまでも法律によって色々規定をされている部分もあります。第2条の定義のところにもかなり書いてありますけれど、こういった関係の法令があって、それに対する計画は市で策定をしているという中で、今回この条例を作るにあたりまして、どちらが上か下かという問題ではないと思うのですが、総合的な理念をここで考えるという中で条例を制定したいということなので、このことに

ついは非常に結構なことだと思っておりますが、今まで市がそれぞれ法令に従って作ってこられたようないじめ関係また差別関係の条例を、これを機に整理するといった考えはないのか、要は1本化じゃないですけど、もう少し系統立ててきちんと整理していくといった考えはないのかお伺いします。

小峯市民福祉部長 上位法で、法律がそれぞれ制定されておりますが、それに従いまして各課でそれぞれが今まで計画であるとか指針であるとか要綱を作成しておりました。それにつきまして、この条例によってある程度方向性がひとつ定まってまいりますので、その方向性によって、先ほども説明いたしました、その改定時期にそれぞれこの理念を踏まえた中で、計画を改定していくというようなつもりであります。

佐藤委員 改定時期というお話がありましたが、要綱だとか指針の関係についてはそれぞれ関係する省庁から発せられるというようなことで、順次改定がなされるんだろうなと思います。今回、この魚沼市で制定する「いじめ・差別等防止条例」をやはり市の基本という形にして、これに基づいてそれぞれの計画が作られていかなければならないんだろうなと思うので、その辺をやはりきちんと根拠になり得るような条例を策定していただきたいと思っておりますが、資料を見た限りあまり踏み込んだところまで書いていなかったもので、その辺についてどのように考えているかお伺いしたいと思います。

小峯市民福祉部長 こちらの条例につきましては、基本理念ということで、関係する各課と秋以降協議を行いながらこの条例案を策定したということでございますので、今後、更新される計画等もこれによってやるということが話し合いの結果となっておりますので、これを基本理念に計画が進められるものと理解しております。

佐藤委員 もう1点なんです、今回いじめだとか差別だとかそういったものが市民にしる企業にしる、また市にしても具体的にそういったことが分かった場合に、きちんとしかるべきところに連絡しながら対応していくというようなことがここにも若干は書いてありますけれど、それぞれの計画の中で具体的な名前が入っていると、そういったところにうまくつなげていけるように、やはりどこかに書いておいた方が良いのかなと、定義があってもいいのかなという気がします。あまりにも漠然とした、まあ基本理念ですので、そういった形になるのかなとも思いますけれど、関係する部署をこの中にきちんと網羅していただいて、そういったところと共同でその防止にあたるというような形で、もう少しこのところは具体化した方が良いのではないかなという気がしたのですが、いかがでしょうか。

小峯市民福祉部長 この条例案の第2条第3項「関係機関」というところで、警察署、児童相談所等というようには書いてございまして、その次のほうに「関係機関と協力し合っ」というような書き方をしております。各計画には、たとえば子供の虐待となると児童相談所であるとか民生委員であるとかそういったところと連絡を取り合っ解決していく、というようにそれぞれの計画はなっておりますので、それを全部書いてしまうと条例自体が面倒になってくるのかなと考えますので、ここでは関係機関と連絡を密にしてというように、ケースによって色々になりますので、そういった形で簡単に書かせてもらってということでございます。

佐藤委員 関係機関というところがちょっと私、今まで市にあるそれぞれの条例なり、規則なり、また要綱なりがある上で、これをまとめていくんだということになったときに、少な

くとも市のそれぞれの部署について、当然、福祉や教育委員会などもここに入っているんだらうと思うのですが、その辺をもう少し具体的に記載していった方がいいのかなど。警察署、児童相談所といった名前がある以上、関係機関の頭に魚沼市としてどこが主体的に取り組んでいくんだというところがあってもいいのかなという気がするのですが、いかがでしょうか。

小峯市民福祉部長　　今、パブリックコメント中ということで、委員がおっしゃられる内容も含めまして色々と意見が出てくると思われます。それを基に成案にして提案をさせていただきたいと考えております。

関矢委員　　魚沼市いじめ・差別等追放都市宣言なんですけど、ホームページや広報紙等で市民に周知するというお話でしたが、それだけでは、宣言をしたということしか分からない。やはり、市民に対してこういう都市を創りあげていくんだという啓発をしていかななくてはならないと思います。それについては、広報紙やホームページだけでは緩いのではないかと思います。市民向け、特に子供たちのいじめだとかといった中で、どのような形で教育といいますか、推奨をしていくという策があるのかどうか。

小峯市民福祉部長　　まだ予算案が提出される前ですので、ここには書いておりませんが、今時点の計画としては、懸垂幕を庁舎に掲示させていただきたいと考えております。その他にも、市民に啓発できる良い材料があれば色々と考えて市民に周知していきたいというように考えております。

関矢委員　　条例案の「市民の責務」の中に、特にいじめについてなんですけど、毎日のように子供たちがいじめを苦に自殺をするといった悲しい事件があり、教育委員会が第三者委員会が立ち上げられた中でいじめを認定するような報道があるんですけど、この市民の責務の中で、いじめを発見した場合などは速やかに学校又は関係機関に情報を提供する、というようになっておりますが、提供する子供たちは多いと思うけれど、それが果たしていじめだという認定にはなかなか至らない。学校側の対応だったり教育委員会の対応だったりがあると思うのですが、この条例を作ることによってその辺がスムーズにどうか、大きな悲しい事件にならないような対応ができるのかどうか、そのための効力、どのようなことを期待してこういう項目を作ったのか、その辺をお伺いしたい。

小峯市民福祉部長　　今までも、当然いじめ等があれば教育委員会などに通報がいていたんだと思うんですけど、きちんとした条例がないといった状態でしたので、今回文章化して、それを市民に周知することによってスムーズに通報などができるようになればという思いもあります。

関矢委員　　条例ができたから通報しやすくなるということもあるかもしれないけれど、やはり子供たちは、いじめを感じると通報することもあると思うんだけど、それを受ける側というのがしっかりしていないと、命を救えないということもあると思うので、その辺はその下の規則などの中で決めていくという話ですが、しっかりと教育委員会や学校側とも協議した中で、そういう訴えがあったときにどの様に受け止めていくのかということも議論していただければと思います。

小峯市民福祉部長　　この条例によって横断的に、例えば教育委員会と市民相談センター、また福祉支援課が横断的につながるということでよりスムーズな対応策ができると、少なくとも悪くはならなくて、良くなるだらうというように思っておるのですが、当然周知しない

と無理ですので、周知についても色々なツール使いながら周知を市民にしっかりと行い、行き渡らせたいということでございます。

森山委員 市民の皆さんからそういう意識、もしくは活動をしてもらわないとなかなか実効性がない条例だと思います。今ほど懸垂幕を作るというお話がありましたが、私はやはりこの条例ができることを受けて、適当な講師を招いて文化会館大ホールなどで大々的に講演会を開いて、いじめ・差別等追放都市宣言をするというアピールを市民に向かってする必要のあると思うので、ぜひ検討していただき、新年度に何とかそういった方法で市民からこの条例を理解していただくための努力をお願いしたいと思います。

小峯市民福祉部長 現在も人権に関する講演会を行っておりまして、その中でそういったものも今後計画していければ、というように考えております。

大桃委員 いじめ問題をはじめ社会的な問題が色々あるかと思うんですが、このいじめ問題から発生する引きこもりであったりとか、自殺であったりとか、そういう点を踏まえると幅広く根底の部分から市民の生の声を聞かなくてはならないということで、このいじめの条例を作っていく中に、引きこもりとか自殺等これらも含めて条例化していただきたいと思います。いじめの条例ができた、今度は引きこもりの条例ができるというように個々に作るというのではなく、これを基にして幅広く検討していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

小峯市民福祉部長 引きこもりについては現在教育委員会で対応させてもらっていますが、人権やいじめが原因で引きこもりになるということもあるかと思います。そういったことも全部含めまして、横断的に庁内、また外部機関を巻き込んで、そういったことがない社会を推進していきたいということでございますので、具体的にというところ今後の話しになるのですが、できる限りそれぞれ協力し合うなかでやらせていただきたいというように考えております。

高野委員長 それでは、質疑を終結いたします。本件については、引き続き調査することとし、以上といたします。

(2) 魚沼市障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画について

高野委員長 日程第2、魚沼市障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画についてを議題とします。資料が提出されていますので、執行部の説明を求めます。

中村市民福祉副部長 この計画につきましては、平成30年3月に策定したところですが、障害福祉計画、それから障害児福祉計画につきましては、3年を1期とした計画期間となっております。来年度この計画の見直しを予定しており、その準備に入りたいということで今回皆様に説明をさせていただきます。詳細につきましては福祉支援課長から説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

小島福祉支援課長 説明に入る前に、1か所資料の訂正をお願いいたします。1. 計画の概要の2行目の計画期間であります。平成27年度を30年度に修正をお願いいたします。

(資料「魚沼市障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画について」により説明)

高野委員長 これから質疑を行います。

関矢委員 アンケート調査を2月から3月に行うということですが、1から4に該当する方を1,000名を無作為に抽出するという事なんですが、①から④に該当する人は魚沼市にどのくらいおられますか。

小島福祉支援課長 ①の手帳を持っている方が、平成31年4月1日現在で該当者が2,153名おります。②の該当者は399名、④の該当者は80名になります、こちらは最新の数字です。また、③の医療費助成制度を使われている方は、平成30年度の数字になりますが、657名の該当者がおります。

関矢委員 ①と②はだぶっている人もいると思いますが、④の発達障害などによる特別な支援、援助を必要とされている方というのと、支援学級に行っている子供たちも結構いると思いますが、その辺もやはり対象となるのですか。

中村市民福祉副部長 はい、その方々も対象となります。指定難病については県が実際の取りまとめをしております、資料が古いのですが、平成28年度で323人対象の方がおられます。また、①から④それぞれに該当される方もいらっしゃいますので、実質の数字が今すぐにお出しできないのですが、発達障害も含めた中で、支援、援助を必要とされる方にも同じ調査をして、その結果を計画に盛り込んでいく予定でおります。

関矢委員 そうすると、だいたい対象者の3割くらいがアンケートに該当するという事ですね。それから計画策定の中で、計画策定委員選任とありますが、人数だとかどのような人を策定委員に任命するとかといった計画があったらお聞かせ願いたい。

小島福祉支援課長 障害者団体の関係者、教育・医療の関係者、社会福祉施設の関係者、相談支援事業所の関係者、学識経験者、それから関係行政機関および市の職員ということですね。その他市長が必要と認めた者として、障害者の自立支援協議会の委員さんから出ていただく予定でおります。

関矢委員 そうすると、今の団体と市長が認めた者もあって全部で7名くらいでやられるということでしょうか。

中村市民福祉副部長 前回の策定委員は16名でした。障害者団体から4名、教育・医療関係が5名、社会福祉施設の関係が4名です。それから、相談支援事業者、学識経験者、関係行政機関、自立支援協議会からの委員がそれぞれ1名ずつで構成されておりました。今回も同じような形で進めたいと思っております。

高野委員長 それでは、質疑を終結します。本件については、引き続き調査することとし、以上といたします。

(3) 後期高齢者医療保険の新保険料率について

高野委員長 日程第3、後期高齢者医療保険の新保険料率についてを議題とします。前回の委員会で執行部から後期高齢者医療保険の動向について、説明を受け、質疑を行ったところですが、2月24日に、新潟県後期高齢者医療広域連合会議会の2月定例会があります。そこで、保険料率の値上げ関係の議案が提案される予定であることから、事前に委員の皆さんの御意見をお聞かせ願いたいと思います。まずは、11月に開催された後期高齢者医療広域連合会議会の席で「令和2年度及び令和3年度の保険料率の試算について」の資料をいただけてきましたので、改めて私のほうから説明させていただきたいと思います。委員長

を交代させていただきます。

大桃副委員長　それでは委員長を交代いたします。高野委員の説明を求めます。

高野委員　（資料「令和2年度及び令和3年度の保険料率の試算について」により説明）

大桃副委員長　ただ今の説明に質疑等はありませんか。

関矢委員　連合議会で提案をされたときに、各市町村の代表議員が出席されていると思いますが、どのような質疑、反応がありましたか。

高野委員　これについては前回ありましたように、値上げの理由の関係についてと、今後どうなるのかという部分が主に出されたというように考えております。その中で、今回の値上げについては、保険料を払う側の人口が少なく、給付の関係が不足するというところで値上げをする。今後は、支払いを要する人口が増えてくるので、その対応として増える傾向に行くのであろうという答弁がありました。

森島委員　ここから選出した委員は高野委員長ですので、つぎの連合議会までに委員会の意見を吸い上げていく形でないと。今資料をもらったばかりで、今どうだと言われても困ります。ただ、消費税も値上がりをしたり、今言われたように保険料を払う人が少ないから値上げをせざるを得ない、実質払う金額が3,800円増額になるということなんだろうから。そういうことであれば国庫から持ってくるのか、広域連合で国に働きかけるような事もひとつ考えてもいいのかなと思います。少し時間をもらって、委員の意見を踏まえながら委員長から取りまとめていただければ、魚沼市の委員として発言ができるのかなと思います。

佐藤委員　以前、自分が委員だったときにも、今後の話しということで値上げについて触られていました。これまでは県が不足する部分について手当てる、要は繰入金を作るといようなことで調整をされてきた部分があったわけです。今後その辺の方針というようなことで話があったかどうか。

高野委員　そういう話を聞いた記憶はありません。保険料値上げで対応するというように受け止めております。

森山委員　県下統一でこのようにやろうという話になっていることに対して、どうこう発言をしてもどうなるもんでもないという気もしていますが、資料11ページ見ますと、全国的に見ると、新潟県は均等割額も所得割率も少ないですし、この間議会で小出病院との意見交換会をした時にも、この地域の医療費が少ないというお話の中でこのような状態になっているのかなという気がします。今の人口形態の流れからいうと、高齢者が多くなって若い人が少ない中では、残念ながら値上げもやむを得ないのかなというように思うんですけど、個別にみれば厳しい家庭があるということですので、その辺についてはおそらく軽減制度もあるかと思っておりますので、それを合わせて検討いただきたい。市としては、市で独自にできるのは軽減制度だけかなという気がするんですが、その辺、市は何か考えはありますか。

戸田市民課長　軽減制度につきましては何段階かございます。ただそちらにつきましても県下統一ということで一律になっておりますので、市独自というところにつきましては、考えておりません。ただ今後、長期入院にならないようにですとか、疾病予防それから検診や介護予防といったところで、市民課だけではなく、健康増進課や介護福祉課など高齢の部門と協議をしながら、そういった部分で長期罹患にならないように進めていくといったあたりが、今までもそうでしたが、やはりこれからも引き続き大きな課題だと考えており

ます。

森山委員 県全体の中で軽減はあるけれども、市独自の軽減措置はできない、しないということですね。制度上そういうことになっているのであればどうしようもないわけですが、軽減が全くないわけではないのでしようがないのかな、というように理解しました。

大桃副委員長 しばらくの間、休憩します。

休 憩 (10 : 53)

再 開 (10 : 59)

大桃副委員長 休憩を解き、会議を再開します。それでは委員長を交代します。

高野委員長 ただ今の皆様の意見を参考に、基本的には値上げやむなしということ、そしていただいた意見について検討に加えて連合会に臨みたいと思いますのでよろしくお願ひします。本件については、引き続き調査することとして、以上とします。

(4) その他

高野委員長 日程第4、その他を議題とします。その他、執行部から報告事項等はありませんか。(なし)委員の皆さんからその他、御意見・協議事項等はありませんか。

森山委員 昨日臨時議会があり、少雪対策で色々あったわけですが、この市民福祉委員会が担当している部分の少雪対策について、特に執行部の方で考えていることはありますか。

小峯市民福祉部長 昨日の議案を見てお分かりのとおり、市民福祉部については少雪対策はないというようなことで、提案はしておりません。

高野委員長 本日の会議録の作成については委員長に一任願ひます。本日の市民福祉委員会は、これで閉会します。

閉 会 (11 : 01)